



	<p>三九の一から三三九の六まで、三四〇の一、三四〇の二、三四一の一、三五〇の一、三五一の一、三五二から三五四まで、三五五の一、三五五の二、三五六から三六二まで、一七九三、一七九四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二七の二、三二七の三、三二七の五及び三二八の一と一体をなす国有地の一部、伏野字清水谷三六九から三八二まで、一七九七、一七九八、一八〇〇、一八〇一及びこれらと一体をなす国有地並びに伏野字沖田ノ一 三八八の一、三八八の二、三八九、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一、三九一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>三津字西傍示ノ式</p>	<p>三津字西傍示の式のうち五二七から五三二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに五二六と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>三津字鳥打場ノ一</p>	<p>三津字鳥打場ノ一のうち五五〇の三から五五〇の五まで以外の区域</p>
<p>三津字鳥打場ノ二</p>	<p>三津字鳥打場ノ二のうち五五二の一、五五二の四及び五五二の八以外の区域</p>
<p>三津字西傍示ノ老</p>	<p>三津字西傍示ノ老のうち九九二の二、九九四、九九五、九九六の一、九九六の二、九九七及び九九八以外の区域</p>
<p>伏野字内河原</p>	<p>伏野字内河原のうち二九〇から二九二まで、二九三の一、二九四の二、一七九一の二、一七九二の三及びこれらと一</p>

<p>伏野字深沢</p>	<p>体をなす国有地以外の区域</p>
<p>伏野字清水谷</p>	<p>伏野字深沢のうち二九六の四、二九七の一、二九八の一、二九八の四、三九八の五、二九九の一、二九九の五から二九九の七まで、三一二の一、三一二の四、三一二の一、三一三の四、三一三の五、三一四、三一五、三一七、三一八、三一九の一、三二〇、三二二、三二二の一から三二二の三まで、三二二の二、三二二の三、三二四から三二六まで、三二七の一、三三四の一、三三四の二、三三五から三三七まで、三三八の一から三三八の三まで、三三九の一から三三九の六まで、三四〇の一、三四〇の二、三四一の一、三五〇の一、三五一の一、三五二から三五四まで、三五五の一、三五五の二、三五六から三六二まで、一七九三、一七九四及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二七の二、三二七の三、三二七の五及び三三八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>伏野字沖田ノ一</p>	<p>伏野字清水谷のうち三六九から三八二まで、一七九七、一七九八、一八〇〇、一八〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>伏野字沖田ノ一</p>	<p>伏野字沖田ノ一のうち三八八の一、三八八の二、三八九、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一、三九一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第九百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、羽合土地改良区の定款の変更を昭和五十四年十月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、東鴨土地改良区の定款の変更を昭和五十四年十月三十一日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百五十九号

用瀬町から申請のあつた町営土地改良（鳥井野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（清水川地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十一号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（口絹屋地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第九百六十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福本字小林谷五五〇の一、五五〇の一四(以上二筆)について、次の図に示す部分に限る。( )

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百六十三号

末恒団地第一土地区画整理事業(第三工区)施行地区の宅地について、昭和五十四年十月二十四日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十四年十一月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十四年九月鳥取県告示第八百十八号(公有水面の埋立ての免許の  
出願について)中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正  
五 上 終わりから一 ⑦の地点から ⑦の地点 基点④から

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)( )】